

平成23年 第1回(定例)日出町議会会議録(第3日)

平成23年3月23日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成23年3月23日 午前10時00分開議

開議の宣告

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

追加日程第1 常任委員会委員の選任について

追加日程第2 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第3 議会報編集特別委員会委員の辞任について

追加日程第4 議会報編集特別委員会委員の選任について

追加日程第5 議会改革調査特別委員会委員の辞任について

追加日程第6 議会改革調査特別委員会委員の選任について

追加日程第7 選挙第1号 杵築速見環境浄化組合議会議員選挙

追加日程第8 同意第3号 監査委員の選任について

追加議案に対する提案理由の説明

追加議案に対する質疑

討論

採決

閉会の宣告

本日の会議に付した事件

開議の宣告

委員長報告

委員長報告に対する質疑

討論

採決

追加日程第1 常任委員会委員の選任について

- 追加日程第2 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第3 議会報編集特別委員会委員の辞任について
- 追加日程第4 議会報編集特別委員会委員の選任について
- 追加日程第5 議会改革調査特別委員会委員の辞任について
- 追加日程第6 議会改革調査特別委員会委員の選任について
- 追加日程第7 選挙第1号 杵築速見環境浄化組合議会議員選挙
- 追加日程第8 同意第3号 監査委員の選任について

追加議案に対する提案理由の説明

追加議案に対する質疑

討論

採決

閉会の宣告

出席議員（16名）

1番	池田 淳子君	2番	藤井 博幸君
3番	工藤 健次君	4番	安部 三郎君
5番	田原 忠一君	6番	森 昭人君
7番	上野 公則君	8番	後藤 佑君
9番	白水 昭義君	10番	佐野 故雄君
11番	佐藤 隆信君	12番	熊谷 健作君
13番	佐藤 二郎君	14番	佐藤 克幸君
15番	笠置 久夫君	16番	城 美津夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 名部 憲文君 次長 井川 功一君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 工藤 義見君 副町長 ..... 堀田 義人君

教育長 .....	石尾 潤治君	会計管理者 .....	塩川 三次君
総務課長 .....	工藤都四男君	財政課長 .....	越智 好君
企画振興課長 .....	吉良 正英君	税務課長 .....	松木俊一郎君
住民課長 .....	酒井 保彦君	福祉対策課長 .....	合田 俊君
健康増進課長 .....	八坂 司君	生活環境課長 .....	小石 英介君
商工観光課長 .....	工藤 要一君	農林水産課長 .....	横山 公敏君
都市建設課長 .....	川西 求一君	上下水道課長 .....	小石 好孝君
農委事務局長 .....	近藤 嘉登君	教育委員会教育総務課長 ...	木付 尚巳君
教育委員会学校教育課長 ...	清家 健志君	生涯学習課長 .....	寺岡 達一君
監査事務局長 .....	河野 王見君	総務課長補佐 .....	河野 晋一君
財政課長補佐 .....	脇 英訓君		

午前10時03分開議

議長（城 美津夫君） 皆さん、おはようございます。去る3月11日、私たちが経験したことの無い未曾有の大災害が東北地方で発生いたしました。多くの方々が犠牲となり、犠牲者は今なおおふえ続けております。この震災により亡くなられた方々の無念さと、今なお御家族の安否がわからず途方に暮れている方々の御心情に思いをいたしますと、胸の張り裂ける思いでございます。犠牲者に対し、心から哀悼の意を表するとともに、すべての被災者の方々に心からお見舞い申し上げます。

会議に先立ちまして、東日本大震災による犠牲者を追悼し、1分間の黙祷を捧げたいと思いますので、御起立をお願いいたします。

黙祷……。黙祷を終わります。ありがとうございました。御着席ください。

被災地の窮状と混乱を見て、全国に支援の輪が広がっております。私たちも、被災者のために、今できる支援を考え、行動に移したいと思っております。

町民の皆様もぜひ御協力をお願いいたします。

ただいま、町長工藤義見君から発言の申し入れがありましたので、許可します。町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） おはようございます。本日は、平成23年第1回日出町議会定例会の最終日になりました。ここに、3月11日午後発生しました東日本大震災におきまして被災された多くの皆さん方に対しまして、議員各位の皆さん方と今黙祷を捧げたところでございますが、心からのお見舞いを申し上げ、またお亡くなりになりました方々に対しまして深く哀悼の意を表します。

現在、家や家族を失い、困窮している深刻な状況が連日報道されておりますにつけ、日出町といたしましても、少しでも被災者の皆さんに支援の手を差し伸べることができればと考えております。

そこで、早速3月14日より、義援金の募金箱を役場本庁ほか7カ所に設置いたしました。また、そのほかにおきまして、義援金及び救援物資の受け付けを開始し、18日には車いっばいに積みまして、県へ向け、最初の物資の搬送を行っております。

さらに、16日には各種団体の皆様に呼びかけ、「東日本大震災被災者日出町支援の会」を立ち上げ、日出町を挙げて支援に取り組むことといたしました。

一方、区長さんを通じて、町民の皆様にも善意の寄附をお願いしているところであります。

このたびの震災は、日出町におきましても津波警報が発令され、消防団等が警戒に当たりましたが、幸いにも被害はありませんでした。しかしながら、今回の東日本大震災の経験から、今後、東南海、南海地震、県内の活断層や海岸プレートなどを震源とする地震に対する防災対策を見直す必要性を強く感じたところであります。日出町におきましては、今年度より防災行政無線整備事業を開始しており、海岸線を中心に、屋外拡声器9基を設置いたしました。本年4月1日より運用開始し、年次計画を立て、整備をさらに進めていく予定であります。年次計画の見直しはもとより、災害時の避難場所の再検討や災害発生時の行動マニュアルの作成及び防災訓練の実施などにつきましても早急に取り組んでまいりたいと考えております。

被災地の復興は長期にわたることとなると思いますが、日出町といたしましても引き続き支援を行いますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げ、東日本大震災についての御報告とさせていただきます。

以上であります。

議長（城 美津夫君） それでは、議事に移りたいと思います。

#### 開議の宣告

議長（城 美津夫君） ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議の議事は、お手元に配付しております議事日程により行います。

#### 委員長報告

議長（城 美津夫君） これより委員長報告を行います。

今期定例会でそれぞれ所管の委員会に付託された議案、請願及び事業等について、各委員会における審査結果の報告を求めます。予算常任委員会委員長 笠置久夫君。15番、笠置久夫君。

予算常任委員長（笠置 久夫君） 平成23年第1回日出町議会定例会で予算特別委員会に付託されました議案承認20件についての審査の結果の御報告を申し上げます。

なお、番号並びに件名につきましては省略をさせていただきたいと思えます。

去る3月7日から10日まで、4日間の日程で、町長ほか担当課長の出席を求め、予算常任委員会を開催いたしました。他の常任委員会の審査結果を待ち、3月17日に可否決定のための委員会を開催したのであります。

当委員会に付託されました議案についての審査の結果を御報告申し上げます。

承認1号平成22年度日出町一般会計補正予算（専決第2号）については、全会一致で承認であります。

議案第3号平成22年度日出町一般会計補正予算（第5号）についてから議案第11号平成22年度日出町下水道事業特別会計補正予算（第2号）までの9議案については、全会一致で可決であります。

議案第12号は、平成23年度日出町一般会計予算につきましては、賛成多数で可決であります。

議案第13号平成23年度日出町国民健康保険特別会計予算についてから議案第21号平成23年度日出町水道事業会計予算についてまでの9議案につきましては、全会一致で可決であります。

以上、予算常任委員会の御報告を終わりますが、何とぞ議員皆さん方の御承認をお願いを申し上げます。報告とさせていただきます。

議長（城 美津夫君） 総務常任委員会委員長 森昭人君。6番、森昭人君。

総務常任委員長（森 昭人君） 先ほど議長、町長からもお話がありました。このたびの東北関東大震災により甚大な被害を受けられたすべての方々に、心よりお見舞いを申し上げ、住民の方々の生命と財産、安心・安全を守る立場に立つものとして深い哀悼の念と、一日でも早い復興を御祈念申し上げたいと思えます。

防災業務を所管する委員会といたしまして、総務課長から今回の津波警報に対する対応と経過につきまして報告を受けましたので、この際、皆様にお知らせをしたいと思います。

3月11日14時46分、三陸沖でマグニチュード9.0の巨大地震が発生をいたしました。15時15分に津波注意報が発令され、15時30分に全国瞬時警報システム、通称J-ALERTですけれども、このシステムにより、国から直接防災無線で避難指示の放送がありました。16時には、避難の必要はなく、注意する旨の放送をいたしました。その後、改めて大分県瀬戸内海沿岸に津波警報が発令されました。

日出町では、災害対策本部を設置、消防団員により海岸線の見回りや注意喚起の広報を経て、

3月12日、明くる日、津波警報から注意報への切りかえ、そして注意報の解除となりまして、それに合わせて災害対策本部から連絡室へ切りかえ、連絡室の解散となっております。日出町では若干の潮位の変動があったものの、先ほど町長からも話がありましたが、被害はなかったということであります。

委員会では、防災行政無線や避難場所、公共施設の耐震補強を含めて、防災について改めて検証すること、また被災地支援にさまざまな形できる限り協力することをお願いしたところであります。

それでは、委員会報告をさせていただきますが、議案10件ございますので少し長くなりますが、御容赦いただきたいと思います。

総務常任委員会は、去る3月14、15日に、議員全員出席、町長、副町長同席のもと、関係課長に出席を求め委員会を開催し、議案10件について審査をいたしましたので、その審査の結果を報告させていただきます。

まず、議案第22号日出町暴力団排除条例の制定については、町民、事業者の協力を得ながら、県、警察その他関係団体と連携を図り、暴力団の排除の施策や情報提供などの取り組みを促進するためのものであり、大分県暴力団排除条例の施行にあわせ条例を制定し、本年4月1日から施行するものであります。全会一致で可決であります。

議案第23号日出町公共施設整備基金条例の制定については、老朽化している中央公民館、町営体育館、給食センター、旧役場庁舎などの町内公共施設の建てかえや大規模改修、大規模修繕など将来の財政負担に対処するために公共施設整備基金を設ける条例を制定するものであります。

本議案に対しては、中央公民館と体育館に限定してはという質疑がございましたが、施設によっては新たな事業計画を検討する上で有利な制度を利用したほうが得策とされる場合があることや、耐震補強の優先順位も視野に入れなければならないということから、当委員会ではそれに限定しないほうが妥当であるという意見で一致を見たところであります。全会一致で可決であります。

議案第25号日出町行政組織条例の一部改正については、総務課と企画振興課の広報、公聴、統計部門とふれあいセンター事務を相互に入れかえ、事務分掌の見直しを行う。さらに業務の効率化を図るため、入札、契約、検査部門を都市建設課に設置する。特に企画振興課は政策振興課に課名を改め、行革が定着した中で今後その事務を明確にし、その名のとおり、基本的に日出町の頭脳として、また広報・公聴と一体となって町民の方々の意見や要望を町政に反映させながら政策推進を図っていくということであります。全会一致で可決であります。

次に、議案第26号職員の給与に関する条例等の一部改正については、依然として厳しい財政状況にあることから、平成22年度に引き続き平成23年度も全職員の給料月額5%を減額、

町長については給料月額12%、副町長、教育長については給料月額の8%を減額するものであります。賛成多数で可決であります。

次に、議案第27号特別会計条例の一部改正については、事業が終了し役割を終えた土地区画整理事業特別会計及び用地取得特別会計を廃止し、条例から削除するとともに、平成22年度で上位法により設置義務期間を終える老人保健特別会計を診療報酬などのさかのぼり請求や請求漏れに対応するよう、引き続き設置するため、条例に追加し、整備するものであります。全会一致で可決であります。

次に、議案第28号日出町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正については、近隣自治体との均衡を保ち、さらなる活動の活性化を図るため、消防団員が火災、警戒等に出動した場合の費用弁償を1回当たり1,500円から1,800円に改定するものであります。全会一致で可決であります。

次に、議案第29号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、条例中に引用している障害者自立支援法の条項番号が同法の改正により変更されることに伴う改正であります。全会一致で可決であります。

次に、議案第31号日出町用品調達基金の設置及び管理に関する条例の一部改正については、昭和48年から事務用品等の購入について、300万円の基金を設置し、その基金から集中購入をしていました。その際、各課に5%上乗せで請求、また5%上乗せ分から欠損金を差し引いた運用益とされる金額を一般会計に戻し入れていました。この煩雑な事務について簡素化を図るため基金を廃止、基金の300万円は一般会計に戻し、抱えている約50万円の在庫は23年度の各課の請求によりすべて配分をするということであります。

委員会では、基金300万円について、雑入ではなく、何らかの別の特定の基金で運用するなど、慎重に取り扱うよう要望したところであります。

なお、用度につきましては従来どおり会計課が一括して行うということであります。全会一致で可決であります。

議案第36号杵築速見消防組規約の変更、議案第37号杵築速見環境浄化組規約の変更については、構成する市及び町の議会の議員定数の減少に伴い、それぞれの組議会の議員の定数を1名減とするため、規約の変更をするものであります。全会一致で可決であります。

そのほか税務課から固定資産税及び国民健康保険税の資産割に係る部分の課税誤りによる徴収金のうち、地方税法の規定により還付不能となる過誤納金に相当する額について、過誤納返還金を交付することで納税者のこうむった不利益を補てんし、税負担の公平の確保と行政に対する信頼の回復を図るため、日出町税過誤納返還金交付規則を制定し、平成23年4月1日から施行をする旨の報告がありました。

また、企画振興課から、豊岡ふれあいセンター分館につきまして報告を受けました。施設を閉鎖し取り壊す方向で協議を進めているが、近隣自治区の要望を受け、当面自主的な運営で使用してもらう方向で調整を行っている。今後、町民の方々のいろいろな意見をききながら対応していくという旨の説明が、報告がありました。

以上、今定例会に付議されました議案等の審査結果の報告といたします。

なお、当委員会は、平成23年度産業建設常任委員会に移行いたします。閉会中に公共施設整備と所管各課の事務調査を行いたいので、議会の承認をお願いいたします。

以上であります。

議長（城 美津夫君） 産業建設常任委員長 熊谷健作君。12番、熊谷健作君。

産業建設常任委員長（熊谷 健作君） 産業建設常任委員会の御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案は3件であります。その審議結果について御報告いたします。

議案第24号日出町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定については、日出団地地区において、団地造成時より作成されていた建築協定が期限を過ぎ無効になっていたものを、改めて地区住民等の要望により整備計画を決定するもので、既存の暘谷駅周辺地区整備計画を定めた条例に追加いたします。協議の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第30号日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正については、辻間団地東区にある空き部屋となっていた県職員住宅を購入し町営とするもので、審査の結果、駐車場等に留意すべきとの意見を出した上で、全会一致で可決といたしました。

議案第35号町道の認定については、空港道路建設時に工事に伴いつくられた道路を、県からの要望で管理を委託されるもので、4路線について町道といたします。これも全会一致で可決すべきと決しました。

その他の所管各課の調査では、商工観光課より、的山荘の指定管理者の基本協定書の中身について再度審査いたしました。近々詳細を詰めて締結の予定であります。

なお、的山荘の駐車場については、幼稚園や近くのレストランも利用しているということで、今後トラブルのないよう運用していくよう指摘をしておきました。

農林課からは、生産農家よりA重油の価格高騰により補助金の陳情が急遽出されたので、その件について協議をいたしました。後の予算委員会で報告があったとおりでございます。

また、上下水道課からは、水道事業の公的資金、保証金免除繰り上げ償還についての報告があり、今回は年率6%以上の公的資金を対象といたしております。この結果、2,970万円の効果があるそうでございます。

以上で御報告は終わります。

なお、当委員会は次は社会厚生常任委員会に移行いたします。閉会中に所管各課の新年度の業



務内容等の事務調査を行いますので、議会の御承認をお願いいたします。

議長（城 美津夫君） 社会厚生常任委員会委員長 佐野故雄君。10番、佐野故雄君。

社会厚生常任委員長（佐野 故雄君） 社会厚生常任委員会に付託されました議案等の審査結果について御報告をいたします。

議会開会中、3月15、16の2日間、町長、教育長、担当課長の出席を求め、当委員会に付託されました議案3件、請願1件について審査をいたしました。

まず、議案第32号事務の委託に関する協議について（佐伯市）及び議案第33号事務の委託に関する協議について（豊後大野市）は、大分広域窓口サービスとして現在日出町と大分市、別府市、中津市、宇佐市、国東市、杵築市、由布市、竹田市、九重町の協定によって、戸籍住民票、印鑑証明等の請求ができるようになっていきます。ことしの7月より新たに佐伯市と豊後大野市が加わるために、日出町と協議により規約を定めるもので、全会一致で可決であります。

次に、議案第34号工事請負契約の締結について、建築後32年経過している川崎小学校校舎の耐震補強工事と外壁補修工事、防水工事を行うもので、工期は児童の安全面を考え、夏休みを中心に10月7日までとなっております。全会一致で可決です。

次に、請願第1号三尺山に建設予定のペットの火葬場建設反対に関する請願について、地元からの建設反対の請願書ですが、反対する法的根拠がない現状ですので、まずは地元説明会を業者に開催してもらい、地元が知りたい内容、知りたい情報を得るよう、担当課から業者をお願いするようにしたところであります。

審査の結果、全会一致で継続審査といたしました。

次に、所管部分について、社会厚生常任委員会で審査した事項を報告いたします。

社会福祉対策関係ですが、1月臨時議会で予算化されましたヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン接種の死亡例が全国で6例発生しました。国のほうでワクチン接種と死亡との因果関係について検討会が開催されていますので、その結果が出るまで接種を一時見合わせることになりましたとの報告を受けました。

また、15日の午後、町長と委員全員で新しく完成いたしました川崎保育園の新園舎を見学いたしました。細部まで行き届いた設備の新園舎に、参加した委員全員感動したところであります。

なお、当委員会は、次期総務常任委員会に所管がえになりますので、閉会中に所管各課の新年度の業務内容の事務調査を行いたいのので、議会の御承認をお願いいたします。

以上で、社会厚生常任委員会の審査の報告を終わります。

議長（城 美津夫君） 議会報編集特別委員会委員長 森昭人君。6番、森昭人君。

議会報編集特別委員長（森 昭人君） 議会報編集特別委員会の報告を申し上げます。

3月18日に議会報編集特別委員会を開催をいたしまして、議会だより第83号の問題点、ま

た今定例会の内容を報告するための議会だより第84号の編集における役割分担、編集日程を決定いたしました。閉会中に引き続き議会だより第84号の編集を行いたいと思いますので、議会の御承認をお願いいたします。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 議会改革調査特別委員会委員長 笠置久夫君。15番、笠置久夫君。

議会改革調査特別委員長（笠置 久夫君） 議会改革特別委員会の審査の御報告を申し上げます。

去る3月17日の議会全員協議会後に委員会を開催いたしました。議会全員協議会で提案のありました議会だよりを媒体としてのアンケート調査について審査を行いました。過去の議会だよりアンケート調査回収結果を見ますと、0.3%と非常に低い回収率となっていることが判明いたしました。協議の結果、このような低い回収率ではアンケート調査としての意味を持たないとして、議会だよりを通じてアンケート調査は今回断念することといたしました。

以上、簡単ではありますが、議会改革特別委員会の報告といたします。

なお、当委員会は引き続き閉会中にアンケート結果の各項目の今後の対応について調査を行いたいので、議会の御承認方をお願いいたします。

以上でございます。

議長（城 美津夫君） 議会運営委員会委員長 佐藤克幸君。14番、佐藤克幸君。

議会運営委員長（佐藤 克幸君） 議会運営委員会は、議会閉会中、次期定例会の議会運営に関する事項について調査いたしたいので、議会の御承認をお願いいたします。

議長（城 美津夫君） 以上で、各委員会における審査結果の報告を終わります。

#### 委員長報告に対する質疑

議長（城 美津夫君） これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） なければ、これで質疑を終わります。

#### 討論

議長（城 美津夫君） これより討論を行います。討論はありますか。

まず、原案に反対するものの発言を許します。11番、佐藤隆信君。

議員（11番 佐藤 隆信君） 11番、日本共産党、佐藤隆信です。反対討論を行います。

議案第12号平成23年度日出町一般会計予算の中の的山荘管理運営に1,427万円と指定管理料276万円をまずしたいと思います。

次に、議案第26号職員の給与に関する条例等の一部改正についてと高校跡地の暘谷周辺整備

の通路の建設委託料1千万円についてしたいと思います。

的の山荘の管理費は、的の山荘を買うときも、当初予算にされたものと実際行われることは大きく変わってきました。今度の当初の計画は、平成23年、131万4千円なのに、管理費が。今度は276万円と変更されています。答弁では、当初は1年分だったのが手続が半年かかるので半年分にしてもらわなければならないというふうにありました。

それと、管理運営費1,427万円については、指定管理者が料亭を行うことによって、たくさんの方が集まることによって消防法の適用を受けたので、電気の改修や畳の取りかえなどを行うためと言っていますが、今後トイレの改修や廊下の修繕など多くの修理費が私は見込まれると思います。この業者との協定の中では、50万円以上の改修については日出町が全部しなければならないような協定になっているように思われます。維持管理費に多額の費用をつぎ込むことになるのではないのでしょうか。そして、指定管理者からの納付金は経常利益の10%しか入らないことになっています。これも経常利益がでなければゼロであります。食の文化というが、的の山荘はもともと高級料亭の城下かれいを食する料亭でありました。指定管理者は一般の月並みの料亭に変えてしまおうとしているのではないですか。それで本当に食の文化と言えるのか。当初、的の山荘を町で買うのは文化財として大事だから民間にわたっては困るといったのではなかったのか。家を次々と改造して、食も月並みにするようになれば文化財としての指定が本当に受けられるのでしょうか。私は疑問です。財政でますます厳しくなるとしているこのときに、的の山荘の維持管理費がますます多くなるような予算には絶対賛成することはできません。

議案第26号については、職員給与の基本給については、これまでも何回となく減額されました。そのために、今全国的には労働者の賃金が下がり、そして消費が減退をし、日本の不況は克服できない状態です。私は、こういうことを毎年毎年繰り返すのではなく、少なくとも基本給は下げないようにすべきではないでしょうか。わたりについては、これは他の職場では、そういうものはほとんどないと思いますので、この廃止については当然であります。

また、暘谷周辺駅の自由通路であります。私はこのまちづくり交付金事業につきまして、暘谷駅周辺整備は当初いいと思いました。ところが、暘谷城周辺に次から次へと多くの金をつぎ込み、総額的山荘を入れますと約7億ぐらいつぎ込んだと思います。それなのに町長は、この自由通路は今障がい者を利用するために日出町は福祉の町だからこの委託契約の1千万円は必要だといいます。本当に福祉の町というならば、ここにこれだけの予算が必要とするならば、なぜ学校の近くにあの要らない水路をつくってみたり、道路を何回もほじくり返して、次から次への舗装をし変えたり、そういう予算を使ったのでしょうか。私はほんとに福祉の町というならば、暘谷駅に自由通路が必要だと。そのためには約2億円かかるというふうはこの前言われました。それだけの予算が必要なら、もう少し学校周辺の整備を抑えるべきではなかったのでしょうか。その点につ

いても私は反対をいたします。

町づくり交付金事業は、国から来るお金は45%です。あとは起債と一般会計から必要なんです。この不況の中、特に今度の地震の災害で交付金はどういうふうになるかわからないこの厳しい財政の中では、儉約をして、もう少しこの通路の問題にも設計をいろいろ考えて、少しでも安くなる方法を考えたほうがよいのではないのでしょうか。

以上によって反対討論を終わります。

議長（城 美津夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） これで討論を終わります。

### 採決

議長（城 美津夫君） これより採決を行います。

承認第1号平成22年度日出町一般会計補正予算（専決第2号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、承認第1号については委員長の報告のとおり承認されました。

次に、議案第3号平成22年度日出町一般会計補正予算（第5号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第3号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成22年度日出町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第4号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成22年度日出町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について採決しま

す。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第5号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成22年度日出町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第6号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成22年度日出町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第7号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号平成22年度日出町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第8号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成22年度日出町介護保険特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第9号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成22年度日出町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第10号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成22年度日出町水道事業会計補正予算（第2号）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第11号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成23年度日出町一般会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手多数です。したがって、議案第12号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成23年度日出町国民健康保険特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第13号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成23年度日出町簡易水道特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第14号については委員長の報告のと

おり可決されました。

次に、議案第15号平成23年度日出町公共下水道事業特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第15号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成23年度日出町老人保健特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第16号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成23年度日出町漁業集落排水事業特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第17号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成23年度日出町農業集落排水事業特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第18号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成23年度日出町介護保険特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第19号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成23年度日出町後期高齢者医療特別会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第20号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成23年度日出町水道事業会計予算について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第21号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号日出町暴力団排除条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第22号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第23号日出町公共施設整備基金条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第23号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号日出町地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の制定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第24号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号日出町行政組織条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方



は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第25号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号職員の給与に関する条例等の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手多数です。したがって、議案第26号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号特別会計条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第27号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号日出町消防団員の定員、任免、給与、職務等に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第28号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第29号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号日出町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方

は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第30号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号日出町用品調達基金の設置及び管理に関する条例の廃止について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第31号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号事務の委託に関する協議について（佐伯市）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第32号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号事務の委託に関する協議について（豊後大野市）について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第33号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号工事請負契約の締結について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第34号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号町道の認定について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第35号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号杵築速見消防組規約の変更について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第36号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号杵築速見環境浄化組規約の変更について採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（城 美津夫君） 挙手全員です。したがって、議案第37号については委員長の報告のとおり可決されました。

次に、同意第2号固定資産評価審査委員会委員の選任について採決します。

この採決は起立によって行います。本案はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（城 美津夫君） 起立全員です。したがって、同意第2号については原案のとおり同意することに決定しました。

お諮りします。日出町大字大神3361番地1、三尺山区長菅博幸氏並びに日出町大字大神3664番地の2、柳沢直樹氏より提出された社会厚生常任委員会に付託された請願第1号「三尺山に建設予定のペット火葬場建設反対に関する請願書」について採決します。

この請願に対する委員長の報告は継続審査です。この請願は委員長の報告のとおり継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、請願第1号については委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

各常任委員会から、閉会中の所管事務調査などの申し入れがありますので、お諮りします。

総務常任委員長から申し出の次期産業建設常任委員会による閉会中に公共施設整備と所管各課の事務調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長から申し出の件は承認することに決定しました。

産業建設常任委員長から申し出の次期社会厚生常任委員会による閉会中に所管各課の予算等の事務調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、産業建設常任委員長から申し出の件は承認することに決定しました。

社会厚生常任委員長から申し出の次期総務常任委員会による閉会中に所管各課の新年度の業務内容等の事務調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、社会厚生常任委員長から申し出の件は承認することに決定しました。

議会報編集特別委員長から申し出の閉会中に議会だよりナンバー 84 号の編集を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、議会報編集特別委員長から申し出の件は承認することに決定しました。

議会改革調査特別委員長から申し出の閉会中にアンケート結果の各項目の今後の対応について調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、議会改革調査特別委員長からの申し出の件は承認することに決定しました。

議会運営委員長から申し出の閉会中に次回の議会運営の調査を行う件は、委員長の申し出のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長から申し出の件は承認することに決定しました。

お諮りします。第 36 回全国町村議会議長・副議長研修会が 5 月 17 日、18 日にかけて東京都のメルパルクホールにて開催されますので、これに私と後藤副議長が参加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、全国町村議会議長・副議長研修会に

参加の件は、承認されました。

お諮りします。議事日程の追加を議題にしたいと思います。

追加日程第1、常任委員会委員の選任について、追加日程第2、議会運営委員会委員の選任について、追加日程第3、議会報編集特別委員会委員の辞任について、追加日程第4、議会報編集特別委員会委員選任について、追加日程第5、議会改革調査特別委員会委員の辞任について、追加日程第6、議会改革調査特別委員会委員の選任について、追加日程第7、選挙第1号杵築速見環境浄化組合議会議員選挙、追加日程第8、同意第3号監査委員の選任についてまでの8件を日程に追加し議題とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程第1から追加日程第8までを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第8として議題とすることに決定しました。

#### 追加日程第1 常任委員会委員の選任について

議長（城 美津夫君） 追加日程第1、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。任期満了による後任の常任委員会委員の選任については、日出町議会委員会条例第6条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任されました。

なお、ただいま選任されました常任委員会委員の任期は、日出町議会委員会条例第3条第1項の規定により1年で、平成23年4月7日から平成24年4月6日までであります。これにより、各委員会において日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行います。

委員長及び副委員長の互選が終わるまで、しばらく休憩をしたいと思います。会議室のほうにお集まりください。お願いいたします。

午前11時09分休憩

.....  
午前11時30分再開

議長（城 美津夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長及び副委員長の互選が終わりましたので、その結果を報告します。

総務常任委員会委員長に佐野故雄君、副委員長に田原忠一君、産業建設常任委員会委員長に安

部三郎君、副委員長に工藤健次君、社会厚生常任委員会委員長に白水昭義君、副委員長に藤井博幸君、予算常任委員会委員長に佐藤克幸君、副委員長に工藤健次君、以上のとおり互選されました。

これで常任委員会委員の選任を終わります。

. . .

#### 追加日程第2．議会運営委員会委員の選任について

議長（城 美津夫君） 次に、追加日程第2、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。任期満了による後任の議会運営委員会委員の選任については、日出町議会委員会条例第6条第1項の規定により、佐藤二郎君、佐野故雄君、安部三郎君、白水昭義君、佐藤克幸君、後藤佑君の6名を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名いたしました6人の方が議会運営委員会委員に選任されました。

なお、ただいま選任されました議会運営委員会委員の任期は、日出町議会委員会条例第3条第1項の規定により1年で、平成23年4月7日から平成24年4月6日までであります。これより、議会運営委員会において日出町議会委員会条例第7条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選を行います。

委員長及び副委員長の互選が終わるまで、しばらく休憩いたします。

午前11時33分休憩

.....  
午前11時34分再開

議長（城 美津夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長及び副委員長の互選が終わりましたので、その結果を報告します。

議会運営委員会委員長に佐藤二郎君、副委員長に佐野故雄君が互選されました。

以上で、議会運営委員会委員の選任を終わります。

. . .

#### 追加日程第3．議会報編集特別委員会委員の辞任について

議長（城 美津夫君） 次に、追加日程第3、議会報編集特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、上野公則君の退場を求めます。

〔上野公則君退場〕

議長（城 美津夫君） 平成23年3月16日、上野公則君から、一身上の都合により、議会報編集特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、上野公則君の議会報編集特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

上野公則君の入場を許します。

〔上野公則君入場〕

・ ・

#### 追加日程第4．議会報編集特別委員会委員の選任について

議長（城 美津夫君） 次に、追加日程第4、議会報編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、日出町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議会報編集特別委員会委員に5番、田原忠一君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5番、田原忠一君を議会報編集特別委員会委員に選任すること決定しました。

これで、議会報編集特別委員会委員の選任を終わります。

・ ・

#### 追加日程第5．議会改革調査特別委員会委員の辞任について

議長（城 美津夫君） 次に、追加日程第5、議会改革調査特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、上野公則君の退場を求めます。

〔上野公則君退場〕

議長（城 美津夫君） 平成23年3月16日、上野公則君から、一身上の都合により議会改革調査特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任することを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、上野公則君の議会改革調査特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

上野公則君の入場を許します。

〔上野公則君入場〕

追加日程第6．議会改革調査特別委員会委員の選任について

議長（城 美津夫君） 次に、追加日程第6、議会改革調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、日出町議会委員会条例第6条第1項の規定により、議会改革調査特別委員会委員に5番、田原忠一君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました5番、田原忠一君を議会改革調査特別委員会委員に選任すること決定しました。

これで、議会改革調査特別委員会委員の選任を終わります。

御報告します。日出町が参加する各組合議会の議員定数の減が予定されていますが、各組合より日出町選出議員が辞職した旨報告がありました。別杵速見地域広域市町村圏事務組合議会から後藤佑議員が、杵築速見消防組合議会から森昭人議員が、杵築速見環境浄化組合議会から白水昭義議員並びに上野公則君がそれぞれ今月17日に辞職した旨報告がありましたので、御報告します。

追加日程第7．選挙第1号

議長（城 美津夫君） 次に、追加日程第7、選挙第1号杵築速見環境浄化組合議会議員選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

杵築速見環境浄化組合議会議員に8番、後藤佑君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した後藤佑君を杵築速見環境浄化組合議会議員の当選者と



定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました後藤佑君が杵築速見環境浄化組合議会議員の当選者に決定しました。

ただいま当選されました後藤佑君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知を行います。

#### 追加日程第8・同意第3号

議長（城 美津夫君） 次に、追加日程第8、同意第3号監査委員の選任についてを議題とします。

#### 追加議案に対する提案理由の説明

議長（城 美津夫君） 提出者から提案理由の説明を求めます。町長、工藤義見君。

町長（工藤 義見君） ただいま上程されました同意1件につきまして御説明申し上げます。

同意第3号監査委員の選任についてであります。議員の皆様の中から御就任いただいております監査委員佐藤克幸氏が平成23年度2月23日付で辞任いたしましたことから、その後任といたしまして、日出町361番地81、熊谷健作氏、昭和31年1月12日生まれを選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の皆様の御同意を求めます。よろしくをお願いします。

議長（城 美津夫君） 提案理由の説明が終わりました。

地方自治法第117条の規定により、熊谷健作君の退場を求めます。

〔熊谷健作君退場〕

議長（城 美津夫君） お諮りします。本日は、日程の都合上、委員会付託を省略して審議をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決定しました。

#### 追加議案に対する質疑

議長（城 美津夫君） これより追加議案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） なければ、これで質疑を終わります。

・ ・

## 討論

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

・ ・

## 採決

議長（城 美津夫君） これより採決を行います。この採決は起立により行います。同意第3号監査委員の選任について採決します。本案については、これに同意される方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（城 美津夫君） 起立全員です。したがって、同意第3号監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定しました。

熊谷健作君の入場を求めます。

〔熊谷健作君入場〕

・ ・

## 閉会の宣告

議長（城 美津夫君） 以上をもちまして、3月2日に開会以来本日までの22日間の今定例会もすべての案件を終了し、ここに滞りなく閉会する運びとなりました。

皆様方には、終始熱心な御審議を賜り、適切な御決定をいただきまして、こうして閉会を迎えることができましたことに対し、心からお礼を申し上げます。

町長初め執行部におかれましては、一般質問や委員会審査を通じ、議員からの数多くの意見、要望が述べられましたが、この内容を尊重していただきまして、今後の町政に反映していただきますようお願い申し上げます。

これをもちまして平成23年第1回日出町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（城 美津夫君） 異議なしと認めます。したがって、平成23年度第1回日出町議会定例会を閉会することに決定しました。

これで閉会します。御苦労さまでした。

午前11時45分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成23年 3月23日

議 長 城 美津夫

署名議員 後藤 佑

署名議員 笠置 久夫

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 2 3 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員